

裁 決 書



審査請求人 ● ● ● ●

処 分 庁 つくば市長

審査請求人が令和5年（2023年）3月30日に提起した、つくば市長が行った令和5年（2023年）3月23日付けの行政文書部分開示決定に関する処分（4つくば公利第a号）（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

第1 事案の概要

- 1 令和5年（2023年）3月1日、審査請求人は、つくば市情報公開条例（平成27年つくば市条例第27号。以下「本件条例」という。）第3条の規定により、請求に係る行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項（本件条例第4条第1項第2号）を「高エネ研南側未利用地について。（1 契約内容が解る書類。2 提案者、各社提出日時が解る書面。3 契約提案金額一覧（入札結果表みたいな物）。4 各社提案書一式。）」（以下「本件対象文書」という。）とする行政文書開示請求を行った。
- 2 令和5年（2023年）3月23日、処分庁は、審査請求人に対し、本件処分を行

った。部分開示の理由は「つくば市情報公開条例第5条第1号該当 特定の個人が識別できる又は公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。つくば市情報公開条例第5条第2号該当 土地売買契約書条文、各社事業計画提案内容及び提案価格など、企業の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。」とした。

3 令和5年（2023年）3月30日、審査請求人は、つくば市長に対し、本件審査請求を提起した。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

(1) 公共事業には公金が関わっているので市民には知る権利があり、つくば市地方公共団体による入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表第7条にも明記してある。さらに、開示できない隠蔽体質は、犯罪行為の温床となり、官製談合を誘発する劣悪環境を作ってしまう。現に四半世紀官製談合を行った実績がある。

(2) 担当者の情報に関しては、氏名のみの開示で良く、電話番号や住所までの開示は必要ない。

(3) 価格提案書に関しては、価格を開示しただけでその企業の技術的な内容は計りかねる。

(4) 契約書に関しては、通常落札後、いかなる企業とも交わす当たり前の契約であり、開示することが企業の不利益になるとは考えにくい。

(5) 上記(1)～(4)により、開示できない隠蔽体質は犯罪行為の温床になるため、本件処分の取消しを求める。

2 処分庁の主張の要旨

(1) 審査請求人は、「つくば市地方公共団体による入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表第7条にも明記してある。」と主張するが、

これを「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の施行令第7条「地方公共団体による入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表」と解釈するならば、これには公共工事の入札及び契約の過程並びに契約の内容の公表について定められているが、同法律で定義されている公共工事とは、建設工事である。当該案件は土地売却に係る随意契約であり、同法律に定められている公共工事には当たらない。しかし、当該案件の透明性を図る観点から、売却価格、利用用途及びイメージパス等、本件処分に係る不開示情報を除いた内容については、市ホームページで公表している。

また、本市が実施する入札及び契約に関しては、つくば市契約規則に基づき適正に実施しており、実績の事実は確認できない。

- (2) 担当者の氏名については、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができてしまう。
- (3) 価格提案書の買取価格及び防災備蓄倉庫年額賃貸料については、プロポーザル方式の場合、買取価格等は提案内容と一体として評価すべきものであり提案価格のみで評価することはできないことから提案者の事業コンセプト、環境対策、事業費の積算等と切り離して評価することはできない。これら一連の情報には、企業の競争力の源泉となる経営戦略や事業のノウハウが含まれているため、公にすることにより当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。
- (4) 土地売買契約書については、プロポーザル公募要領とともに公表した土地売買契約書案を基に、つくば市土地開発公社と契約の相手方との協議により作成された。双方の協議により土地売買契約書案に追加された条項については、法人等の課題や経営戦略等の事業ノウハウに関する契約内容の情報であり、契約書の全文が公開されることにより、内部情報が第三者に推測されるなど、競争上の地位が害されるおそれがあることや、今後の事業運営に支障をきたすおそれがあることから正当な利益を害するおそれがある。

(5) 上記(1)～(4)により、不開示部分を公開することにより、個人に関する情報の流出及び当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるため、本件対象文書は、本件条例第5条第1号及び第2号に該当するものであるから、本件審査請求の棄却を求める。

第3 理由

本件審査請求に関する審査庁の判断は、別添答申書における「第1 審査会の結論」及び「第6 当審査会の判断」と同様である。審査庁としては、答申書に記載のある「第1 審査会の結論」及び「第6 当審査会の判断」は、妥当であると認め、補足すべき事項もない。

よって、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和5年(2023年)11月29日

審査庁 つくば市長 五十嵐立青